

松江市有機農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市有機農業推進事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づく登録認証機関が、有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、当該農業者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (2) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。）第3条に規定する有機農産物をいう。
- (3) 有機JAS認証既取得者 令和6年度までに有機JAS認証を取得し、又は更新している者をいう。
- (4) 県要綱 島根県が制定した有機農業推進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け 産支第40号）をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、終期の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市有機農業推進事業費補助金交付要綱
補助金交付の目的	有機JAS認証取得に要する経費及び有機農産物の生産拡大等に対する取組に要する経費の一部を助成することにより、有機JAS認証取得を促進し、有機農業の拡大を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	県要綱別表に定める事務又は事業
補助対象経費	県要綱別表に定める経費
補助金の申請限度	県要綱別表に定める申請限度
補助金の交付の率又は金額	県要綱別表に定める交付の率又は金額
補助事業者の範囲	県要綱別表に定める者
終期	令和8年3月31日

(概算払い)

第4条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、本補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。